

千葉県立保健医療大学進路情報施設利用規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学進路情報施設の利用について必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 進路情報施設は、次の各号に掲げる者が利用することができる。

- (1) 在学生
- (2) 本学卒業生
- (3) 学長が必要と認めた者

(休業日)

第3条 進路情報施設の休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）

2 前項の規定にかかわらず、学長が認めたときは、臨時に利用することができる。

(利用時間)

第4条 進路情報施設の使用は、原則として午前8時45分から午後9時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず学長が認めたときはこの限りでない。

3 前条第2項の利用時間は学長が定める。

(利用手続)

第5条 第2条に定める進路情報施設を利用する者は、「進路情報施設使用簿」（別紙様式）に必要事項を記載しなければならない。

2 第2条第1項第3号により進路情報施設を利用しようとする者は、千葉県立保健医療大学施設管理規程（以下「管理規程」という。）第5条による許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第6条 進路情報施設を利用する者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設、設備、備品等を破損し、汚損し又は滅失しないこと。
- (2) 施設、設備、備品等の利用を終了したときは、直ちにこれを原状に回復すること。
- (3) その他、別に定める注意事項を守り、大学の指示に従うこと。

(損害の賠償)

第7条 進路情報施設を利用する者が、故意、過失により施設、設備、備品等を破損し、汚損し又は滅失した場合は、直ちに学長へその旨を届け出るとともにその損害を弁償しなければならない。

(補 則)

第8条 この規程に定めのない事項については、管理規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

